

秋の臨時国会における再審法改正の実現を求める会長声明

再審法改正に関し、当会は、いわゆる袴田事件の再審無罪判決が言い渡された 2024 年 9 月 26 日、関東弁護士会連合会とその管内 12 弁護士会とともに、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める声明」を発出し、国に対し、①再審請求手続における手続規定の整備、②再審請求手続における証拠開示の制度化、③再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止の 3 点を中心とする再審法改正を速やかに行うよう求めた。

そして、2024 年 3 月に発足した超党派の「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（議連）が、全国会議員の半数を超える参加の下、えん罪被害者や法務省などの様々な関係者・関係団体と折衝を重ねた上で、本年 6 月 18 日、野党 6 党の共同により、衆議院に「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（以下「本法案」という。）が提出され、現在は閉会中審査となっている。

本法案は、「再審制度によって冤（えん）罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うする」という観点から、①再審請求審における検察官保管証拠等の開示命令、②再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、③再審請求審等における裁判官の除斥及び忌避、④再審請求審における手続規定を定めるものであり、当会や他の弁護士会、日弁連が一斉に求めてきた再審法改正の内容とも軌を一にする点で高く評価できる。

一方、法務省は、議員による再審法改正法案の提出が具体的になった本年 3 月、法制審議会（再審関係部会）に対し、法改正の検討を諮問し、以降これまで 5 回にわたって審議が行われているが、そこでは証拠開示の範囲を新証拠及びそれに基づく主張に関連する限度に限定すべきとの意見や、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止することに消極的な意見もあり、そもそも委員の人選（市民代表者や再審制度に詳しい学者の不存在）や審議の進め方（1 論点 20 分、発言時間は 1 人 2 分に限定）に懸念点が存在するばかりか、具体的な法案の作成がいつになるか見通せない点でも問題があると言わざるを得ない。特に証拠開示については、いわゆる福井女子中学生殺人事件判決が「（検察官に）不利益な事実を隠そうとする不公正な意図があったといわれても仕方がない」と指摘したことからも、開示の範囲を限定することは法改正の目的を没却しかねない。

再審法改正の目的は、えん罪被害者を速やかに救済することにある。昨年 10 月に無罪判決が確定した静岡の袴田事件は逮捕から 58 年を要し、今月に無罪判決が確定した福井女子

中学生殺人事件は逮捕から 38 年を要しているものであり、法制審議会での審議は、再審事件の実情やえん罪被害の救済が遅れた原因を直視したものとは言い難い。

えん罪被害者救済のための再審法改正を早期かつ適切に実現するためには、主権者である国民の意思を代表し国権の最高機関である国会が主体的に議論を尽くし、あるべき再審法改正の方向性を示すことが重要であり、法制審議会は、国会によって示された方向性に従って審議を尽くすという補完的役割を意識すべきである。

よって、当会は、まず国会に対し、速やかに本法案の審議を進め、今秋にも予定されている臨時国会において本法案を可決・成立させることを求めるとともに、法制審議会に対しても、本法案の定める 4 項目を前提に、さらにそれを補完する方向での審議を進めることを求めるものである。

2025 年（令和 7 年）8 月 21 日

千葉県弁護士会

会長 金城 未来彦

